

2008年3月13日  
埼玉県教職員組合中央執行委員会

## 時間外勤務に関する措置要求の人事委員会判定取消裁判 さいたま地裁の不当判決に抗議する（声明）

さいたま地方裁判所(遠山廣直裁判長)は本日、川口市教員超勤是正要求事件に関して原告の請求を棄却する不当な判決を下しました。

この裁判は、2004年に川口市内の公立小・中学校の教諭が、長時間過密労働の是正を求めて、埼玉県人事委員会に対して、措置要求をおこなったことに端を発したものです。

当時人事委員会は、要求者の主張を検証するために厳密な勤務実態調査を自らの主導で行いました。その結果休憩時間を含めた月換算で65時間から111時間の超過勤務があったこと、しかもそれは職務上必要なものだったと認めました。にもかかわらず、最繁忙期なので超勤が常態化しているとは言えない。校長が本人の意に反して命じていないので自主的に行ったこと等の理由で2006年3月に、不当にも要求を棄却しました。

これに対して、原告の教員3名は、教員の超過勤務が労働基準法32条に反する違法なものであり、違法な超過勤務が常態化しているにも拘わらず人事委員会が是正措置をとらず、本来の役割を放棄していることは不当であるとして、人事委員会の棄却決定の取消を求めて、2006年8月に訴訟を提起したものです。

今回のさいたま地裁判決は「給特法」をたてに、被告人事委員会の主張を全面的に認めたものでした。原告が指摘した労基法32条違反問題については、原告の指摘を否定することができず、労基法32条が教員にも適用されることを認めました。しかし「教員の自発性・創造性」を損なう事態や「給特法が想定した程度を越えた繁忙」が明らかの場合に32条違反となるのであって、この程度の超勤では違法とまでは言えないと極めて不当な判断を行いました。

埼教組は埼高教と共にこの間、県教委に勤務実態調査を行わせ、限定4項目以外の膨大な超勤の存在を確認させました。そしてその是正のためにまだ不十分なものとはいえ「勤務時間の割り振り変更簿」導入で回復措置をとらせる等、長時間過密労働解消のとりくみを精力的に展開してきました。文部科学省でさえ現場からの声と運動に押され、一昨年全国規模の実態調査を行い、組合や県教委の調査に匹敵する規模の長時間労働の存在を明らかにし、時間外勤務手当の支給制度創設も視野に入れた検討を始めたところです。

今回の判決は深刻な長時間過密労働により、心身ともに健康破壊が進行している実態を不当にも直視せず、長時間過密労働を是正・解消するために、厚労省や文科省が本年4月より実施する、過重労働防止対策の施策等の流れにも逆行するもので到底認めることはできません。私たちは、ひきつづき教職員が生きいきとはたらきつづけられる学校づくりをめざして奮闘するものです。